

でも、その4~5件それぞれについて個別に合意があったという認定をすべきだという考え方はありえます。

山本 その考え方の根拠は、入札談合の場合は1物件であっても、そこに一定の取引分野が成立し、競争の実質的制限が成立するということでしょうか。

岸井 そうです。だからこの場合も、それぞれの引き合いごとに取引分野は成立するという考え方をとれば、それぞれの引き合いごとに合意が成立したということになります。

白石 1件の取引、2件の取引だからといって、一定の取引分野が成立しないということはないのではないかと考えています。多くの取引が出てくる事件において、それらを束ねて簡素化するために基本合意というものが観念されているのだらうと思いますが、そうでなくて個別の取引しか問題になっていないのであれば、基本合意というものに拘る必要はないのではないのでしょうか。その1件の取引について合意があったかどうかを見ればいいのではないかと思います。

岸井 先ほどの説明では、この事件では、個別の引き合いに着目しても2社が受注できていない場合が多かったということなので、そもそも

5 4 EとA2との合意が原告の入札価格を決定する際に影響したか（前記2(3)原告の主張②）について

10 (1)ア 独禁法2条6項の「共同して…相互に」の要件に関し、事業者間に「意思の連絡」があったというためには、ある事業者の従業員が他の事業者と接触した結果、当該従業員が得た自らの入札価格に影響を及ぼす情報が当該従業員から事業者の意思決定権者に報告され、意思決定権者の決定ないし事業活動に影響を及ぼしたことが主張立証される必要があるとするのが相当である。

15 これに対し、被告は、意思の連絡の存否を認定するに当たっては、事業者相互間の合意が事業者の事業活動に実際に影響を及ぼした事実を要件として立証する必要はないなどと主張し、あたかも、受注調整に関与した者が事業者の事業活動に事実上の影響を及ぼすことができる立場にあればそれで足りるとするかのような主張をする。しかし、事業者の従業員が他の事業者と接触する中で受注調整等に関する情報を得ていたとしても、それが当該従業員から事業者の意思決定権者に報告されず、事業者としての意思決定に何らの影響を及ぼさなかったのであれば、当該事業者の事業活動が相互に拘束されているとはいえず、事業者間に「意思の連絡」があったとはいえない。仮に、被告の上記主張が、事業者の事業活動に事実上の影響を及ぼすことができる立場にあればそれで足りるとするものであるとすれば、同主張は採用することができない。

20 イ もっとも、上記の影響を認定するに当たっては、入札に至るまでの従業員と他の事業者との間の連絡状況、これを踏まえた当該従業員の属する事

業者及び他の事業者の対応、当該従業員と同人の属する事業者の意思決定権者との関係、実際に行われた入札結果及びこれを受けた各事業者の対応など、入札の前後において認められる間接事実によって、事業者の意思決定権者が、従業員と他の事業者との間での情報交換等によって得た受注調整等に関する情報を把握していたと推認することができ、当該事業者が受注調整等に沿う行動をとったのであれば、事業者の意思決定権者が他の事業者に対してそのような受注調整には協力しない旨の意思を示したなどといった特段の事情のない限り、事業者間に「意思の連絡」があったと認めることができるといえ、このような意思が形成されるに至った経過や動機について具体的に特定されることまでを要するものではないとするのが相当である。



